

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書

本年2月10日、国の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」は、汚染水対策の一つである多核種除去設備（以下「ALPS」という。）で処理された水（以下「ALPS処理水」という。）の処理について、基準を満たした形で海洋へ放出する方法（以下「海洋放出」という。）か、高温水蒸気として大気中に放出する方法が現実的であり、このうち海洋放出の方がより確実に実施できるとする報告書を公表するに至った。

また、本報告書での提言に加えて、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、責任と決意をもって方針を決定することを国に求めている。

東日本大震災以降、多くの関係者、特に漁業従事者は、本格的な操業再開や風評被害払拭に懸命な努力を続けてきている。

そのような状況において、ALPS処理水を海洋放出することは、漁業従事者に大きな打撃を与えるだけでなく、これまで農畜水産物などの安全性の確保や、風評被害の克服に取り組んできた関係者の努力と将来への展望を根底から覆すことになる。

また、既に東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を被っている被災者に、ALPS処理水の海洋放出によって追い打ちをかけるようなことがあってはならない。

よって、国においては、このような事態を重く受け止め、東京電力ホールディングス株式会社によるALPS処理水の自然界への放出を行わないようにするとともに、その処分方法については、地元をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、処分方法だけでなく具体的な風評影響への対策を含めた方針を決定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 9月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 あて
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣

宮城県山元町議会